

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十四号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表部長の項の次に次のように加える。

情報戦略総括監	局	上司の命を受け、情報戦略に関する事務を総括し、及び整理する。	総務局に必要な応じ置く。
---------	---	--------------------------------	--------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。